

地球環境に配慮するまちに

社会経済活動の変化や人口の増加は、ごみの排出量や資源エネルギーの消費の増加を招いています。

ごみ問題は、その処理をめぐって 21 世紀の大きな社会問題となることが予想されます。

また、資源エネルギーの消費は、資源の枯渇問題だけではなく、二酸化炭素排出量の増加など地球環境への影響が予想されることから、早急にその対策に取り組まなければならない問題です。

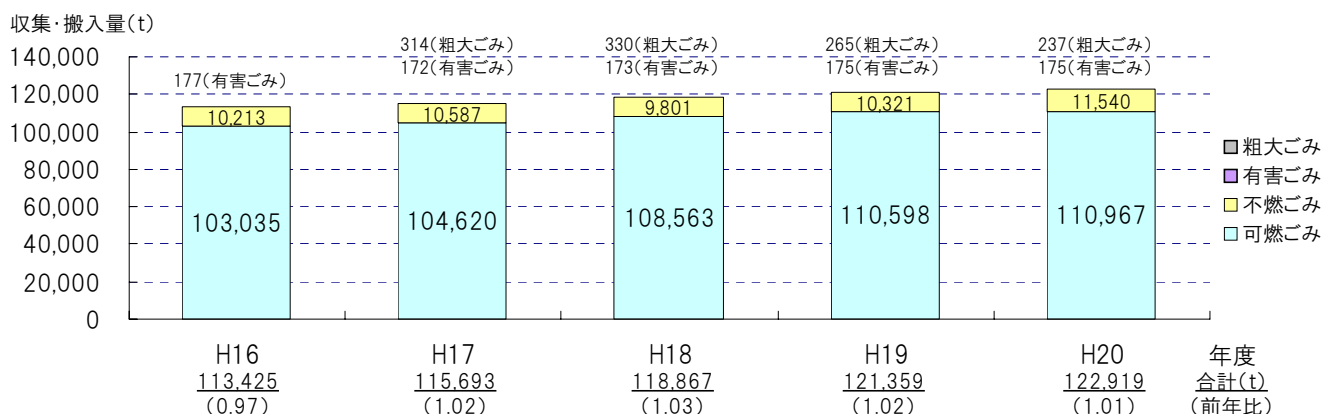
本市のごみ事情

本市では、増え続けるごみを減らすために、家庭系ごみの減量施策として、粗大ごみの有料戸別収集（平成 13 年 4 月～）、3 分別（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）の分別収集（平成 14 年 1 月～）を実施しました。また、事業系ごみの減量施策として、古紙類の規制（平成 15 年 10 月～）を行いました。

しかし、ごみの量は平成 16 年度以降わずかに増加しています。

ごみ収集・搬入量の推移（市内分）

図 4-1 ごみの種類別比較



※可燃ごみにはさわやか収集、不燃ごみには発火性危険ごみ・さわやか収集を含んでいます。

※平成 17 年 4 月から、粗大ごみの計量方法を変更しました。

※平成 18 年 1 月以降は、旧額田町を含みます。

図 4-2 家庭系・事業系比較

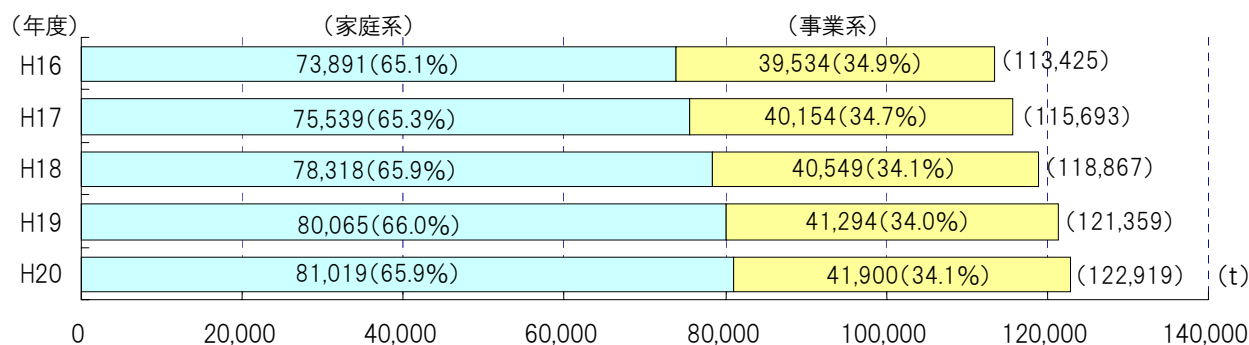
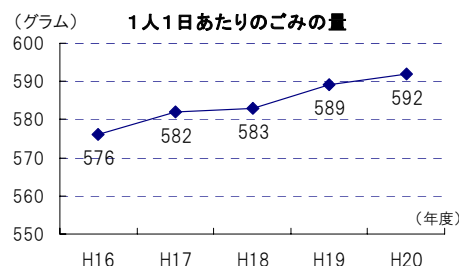


図 4-3 家庭から出たごみの量〔平成 20 年度〕

〔1 年間のごみの量〕
81,019 トン
〔1 日あたりのごみの量〕
222 トン

〔1 人あたりのごみの量〕
216 キログラム
〔1 人 1 日あたりのごみの量〕
592 グラム

平成 21 年度の 1 人あたりのごみ処理負担額（資源等含む）は、10,233 円
（ごみ処理に要する経常経費の予算額から積算）



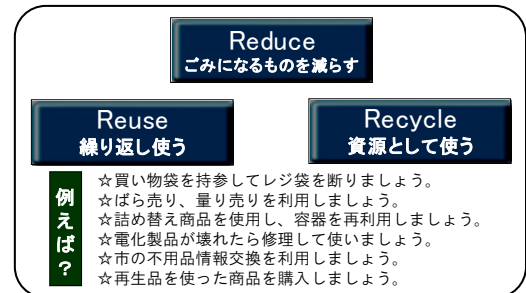
行動9

ごみの減量とリサイクルを推進する

取組1 家庭でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

○ 家庭ごみの減量を支援します

- ・エコシール制度を推進します
- ・買い物袋の持参を推進し、家庭から出るごみの減量を支援します
- ・ごみ・資源物回収ステーションの整備を推進します
- ・リサイクル製品の情報提供を推進します
- ・資源回収活動を支援します
- ・生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します
- ・ごみの回収方法等について適時見直しを行います
- ・ごみの減量やリサイクルに関する普及啓発を推進します

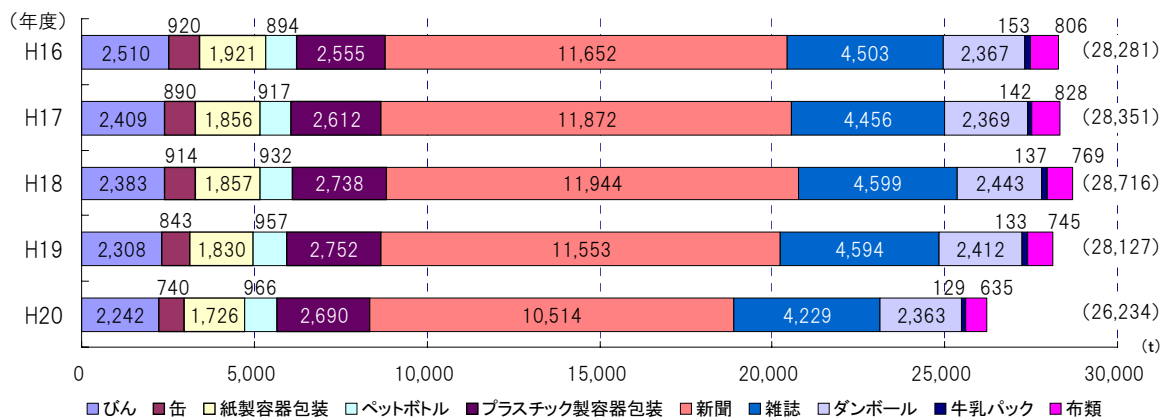


■エコシール制度

環境目標5（76 ページ）をご覧ください。

■ごみ分別による資源物量（図4-4）

図4-4 ごみ分別による資源物量

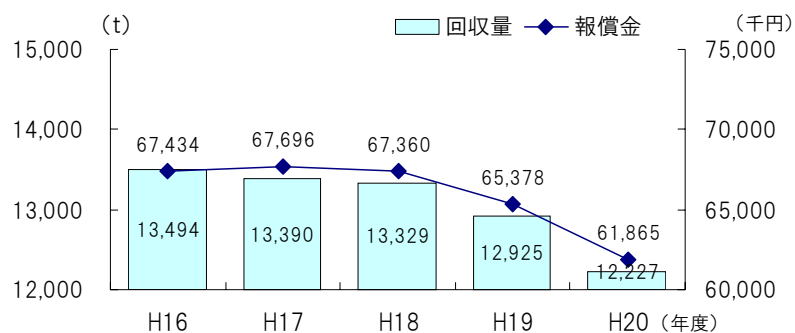


■集団回収

集団回収を実施する子供会等の団体に報償金を交付しています。（図4-5）

平成21年度以降も継続予定です。

図4-5 集団回収補助実績



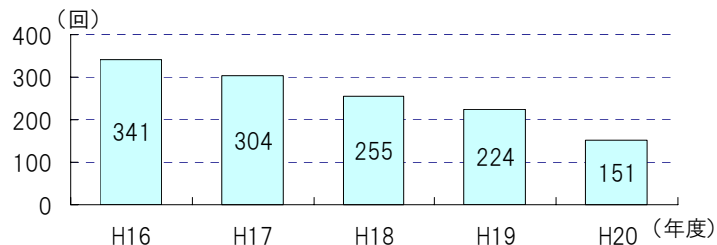
※ミニ拠点回収分を含む

■空き缶プレスカー

子供会等の団体に対して、アルミ缶とスチール缶を自動選別して圧縮することができる空き缶プレスカーの派遣を行っています。(図4-6)

→平成20年12月26日で廃止しました。

図4-6 空き缶プレスカー貸与実績



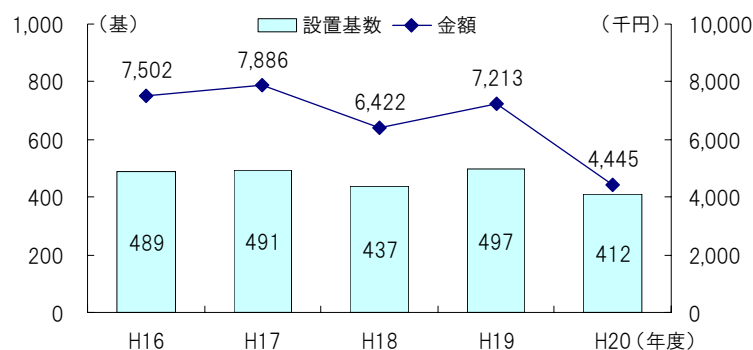
■生ごみ処理機設置費補助実績

家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。(図4-7)

〔平成20年度〕補助実績：コンポスト 97基 ばかし容器 109基 電動式生ごみ処理機 206基

→平成21年度以降も継続予定です。

図4-7 生ごみ処理機設置費補助実績



■ごみ減量とリサイクルの啓発活動

ごみ減量とリサイクルを推進するために、中央クリーンセンターのリサイクルプラザにおいて、家具・自転車の再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放しています。(図4-8)(表4-1)

→平成21年度以降も継続予定です。

図4-8 リサイクルの日入場者数

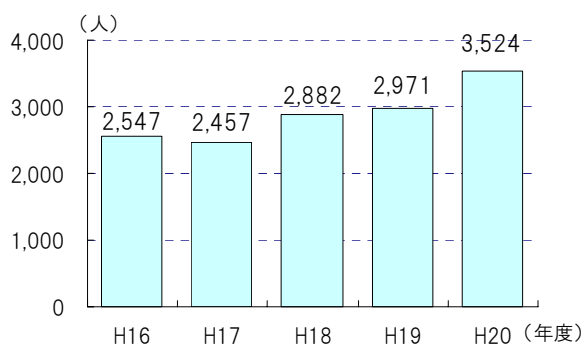


表4-1 リサイクルの日実績〔平成20年度〕

入場者数	3524人
サンドブラスト利用者	631人
吹きガラス利用者	44人
再生家具販売数 (応募総数 2,853件)	241点
再生自転車販売数 (応募総数 2,359件)	180点

取組2 事業所でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

■事業系古紙類の搬入規制

平成15年10月1日から、事業所から出る古紙について、クリーンセンターへの搬入規制を実施しています。古紙を8分別し、すべてリサイクルすることとしています。

→平成21年度以降も継続します。

■廃棄物処理の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは特別管理産業廃棄物として特別な管理や処理をしなければなりません。

一般廃棄物は、主に家庭から排出される生ごみなどで、市が一般廃棄物の処理計画を策定し、その処理計画に従って処理を行うこととしています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出されるがれき類、汚泥、廃プラスチック類などで、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正処理しなければなりません。さらに事業者は、廃棄物の運搬、処分を行う場合、法律に多くの基準が設けられており、その基準に従うこととされています。

■廃棄物関係施設

廃棄物の処理をするための施設（一定規模以上）を設置するときは、設置許可申請（公共施設は届出）を行い、法律に規定された構造基準、維持管理基準など様々な基準を満たさないと設置することができません。

市内における施設の設置状況は、次のとおりです。（表4-2）

表4-2 廃棄物処理施設〔平成20年度末現在〕

種類		施設数		
		公共	民間	計
一般廃棄物	ごみ焼却施設	3	4	7
	ごみ処理施設（破碎、圧縮）	0	8	8
	し尿処理施設	1	0	1
	再生利用施設	1	0	1
	最終処分場	4	0	4
	計	9	12	21
産業廃棄物	焼却施設	0	7	7
	汚泥の脱水施設	0	20	20
	廃プラスチック類の破碎施設	0	9	9
	木くずの破碎施設	0	11	11
	がれき類の破碎施設	0	31	31
	安定型最終処分場	0	4	4
	管理型最終処分場	1	2	3
	計	1	84	85

■廃棄物関係処理業者

事業者が、廃棄物を自ら運搬、処分できない場合は、許可を取得している廃棄物処理業者に委託しなければなりません。

市内において、廃棄物の収集運搬、処分の許可を取得している業者数は、次のとおりです。
(表 4-3)

表 4-3 廃棄物処理業者〔平成 20 年度末現在〕

分類・業種名		許可業者数 (件)
一 般 廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	93
	計	93
産 業 廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	3,583
	産業廃棄物処分業	56
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	320
	特別管理産業廃棄物処分業	3
	計	3,633

■自動車リサイクル関係業者

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が、平成 17 年 1 月 1 日から施行されました。

国内で年間約 400 万台排出される使用済自動車の適正な解体・破碎処理を図るために、事業者の登録・許可を行っています。(表 4-4)

表 4-4 自動車リサイクル登録許可業者〔平成 20 年度末現在〕

業 種 名	登録許可業者数 (件)
引取業	225
フロン類回収業	63
解体業	16
破碎業	5
計	309

■産業廃棄物処理業者の年間取扱実績（表 4-5～8）

表 4-5 産業廃棄物収集運搬業者が関与した市外への運搬実績〔平成 19 年度〕

種 類	市外への運搬量 (ト)
産業廃棄物	437,682
特別管理産業廃棄物	2,037
計	439,719

※事業者自らが運搬した実績及び収集運搬業者が関与した市内間での運搬実績は把握していません。

表4-6 産業廃棄物処分業者の処理方法別処理実績〔平成19年度〕

分類・処理方法			処理量（ト）
産業廃棄物	中間 処理	脱水	10,688
		乾燥	213
		焼却・ばい焼	48,017
		油水分離	14,348
		乾留・蒸留	20
		中和	2,263
		溶融加熱分解	49
		破碎・粉碎・切断・圧縮	446,866
		コンポスト・発酵処理	4,989
		選別	85,504
	埋立 処分	安定型最終処分場	2,331
		管理型最終処分場	177
	その他		5,058
	計		620,523
特別管理 産業廃棄物	中間 処理	乾留・蒸留	3
		中和	2,146
	埋立処分（管理型最終処分場）		8
	その他		680
	計		2,837

表4-7 産業廃棄物処分業者の種類別処理実績〔平成19年度〕

種 類			処理量 (ト)	市内分 (ト)	市内搬入分 (ト)
中間 処理	産業廃棄物	汚泥	19,060	5,051	14,009
		廃油	11,252	4,858	6,394
		廃酸	831	98	733
		廃アルカリ	1,432	133	1,299
		廃プラスチック類	44,513	13,133	31,379
		紙くず	1,879	803	1,077
		木くず	21,986	10,854	11,133
		繊維くず	312	123	188
		動植物性残さ	3	3	0
		金属くず	6,187	4,420	1,766
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30,358	15,179	15,178
		鉱さい	44,554	0	44,554
		がれき類	371,631	227,814	143,818
		動物のふん尿	4,989	4,749	240
		その他	59,026	18,444	40,582
		計	618,015	305,633	312,352
		特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	3	1
	腐食性廃酸		1,632	10	1,622
	腐食性廃アルカリ		513	10	503
	その他		681	5	677
	計		2,829	26	2,803
最終 処分	産業廃棄物	がれき類	2,331	2,331	0
		汚泥	177	0	177
		計	2,508	2,331	177
	特別管理産業廃棄物		8	0	8

表 4-8 市内の産業廃棄物最終処分場の状況〔平成 19 年度末現在〕

種 別		処理量 (m ³)
安定型最終処分場	埋立容量	194,189
	既埋立処分量	44,177
	平成 19 年度埋立処分量	2,331
	残存埋立容量	147,681
管理型最終処分場	埋立容量	153,100
	既埋立処分量	145,512
	平成 19 年度埋立処分量	185
	残存埋立容量	7,403

※市の最終処分場の容量は含んでいません。

■特別管理産業廃棄物

市内の事業所及び医療機関における特別管理産業廃棄物の排出量は、次のとおりです。(表 4-9)

表 4-9 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況〔平成 19 年度〕

種 類	排出量 (ト)	自己中間処理 (ト)	業者委託処理 (ト)
引火性廃油	299	0	299
腐食性廃酸	128	0	128
腐食性廃アルカリ	179	0	179
感染性産業廃棄物	485	260	225
PCB 汚染物等	406	0	406
特定有害廃油	193	0	193
その他	142	0	142
計	1,832	260	1,572

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性に優れており、幅広く使用されていましたが、生体・環境への影響が多大であることから製造が中止されました。使用を終え廃棄物となったものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、平成 28 年 7 月までに保管事業者が責任を持って適正に処理することが義務付けられています。(表 4-10)

表 4-10 ポリ塩化ビフェニル保管状況〔平成 19 年度末現在〕

保管事業者：223 事業者

種 類	保管量 (個)	使用中 (個)
高圧トランス	60	14
高圧コンデンサ	510	21
低圧トランス	2	0
低圧コンデンサ	7,673	0
柱上トランス	974	382,000
安定器	10,152	3,382

■廃棄物適正処理指導状況

廃棄物の適正処理のために施設等への立入を行い、問題等がある事業者に対しては行政処分及び行政指導を行っています。(表 4-11)

▶平成 21 年度以降も、廃棄物の不適正な処理の撲滅及びリサイクルの推進のために、業者に対して指導・助言又は施設等への立入を行う予定です。

表4-11 廃棄物適正処理指導状況〔平成20年度〕

指導等内容		指導等件数（件）
立入	通常立入	371
	その他	435
	計	806
行政処分	取消処分	14
	営業停止	0
	措置命令	1
	改善命令	0
	計	15
行政指導	改善勧告書交付	4
	指示書交付	25
	指導票交付	9
	報告の徴収	6
	計	44

取組3 公共施設でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

○ 市役所はゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）に挑戦します

- ・公共施設から排出されるごみの発生を抑制し減量します
- ・公共施設から排出されるごみの分別、再使用・再資源化を推進します
- ・全ての紙ごみをリサイクルします
- ・グリーン購入を実践します
- ・建設廃材の再資源化を推進します

■すべての古紙類のリサイクル

岡崎市役所におけるゼロ・エミッションを推進するために、すべての古紙類をリサイクルしています。（表4-12）（図4-9）

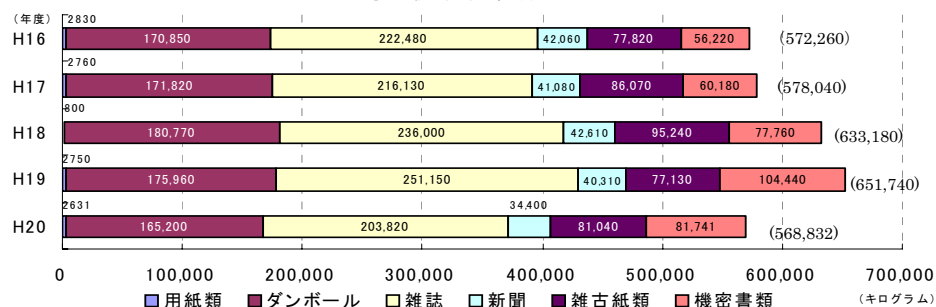
→平成21年度以降も継続します。

表4-12 岡崎市役所古紙類リサイクル量〔平成20年度〕

種 類	処理量（キログラム）
用紙類	2,631
ダンボール	165,200
雑誌	203,820
新聞	34,400
雑古紙類	81,040
機密書類	81,741
計	568,832

※雑古紙類…雑古紙・シュレッダー処理紙・その他の紙類

図4-9 岡崎市役所古紙類リサイクル量



取組 4 循環型社会の形成に取り組みます

○ 循環型社会の形成に向けた活動を支援します

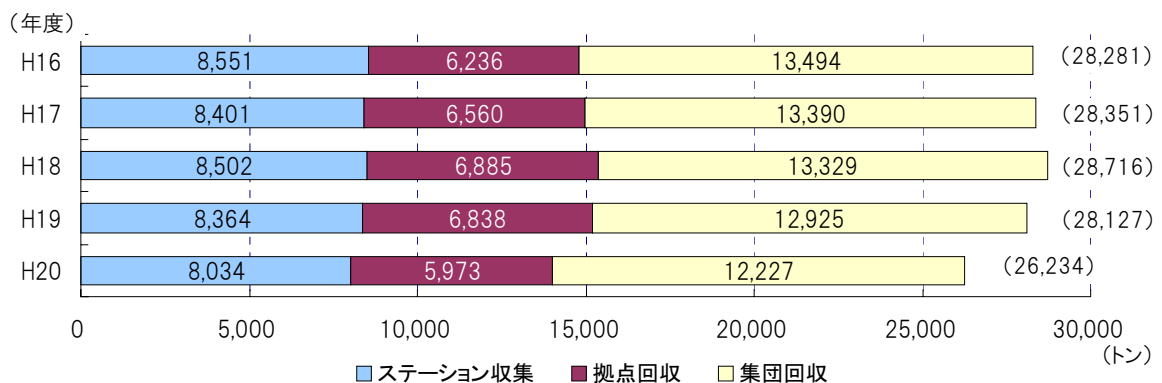
- ・資源物の回収ルートに関する情報を提供します
- ・資源物回収協力店舗を増やします
- ・容器包装リサイクル法に基づく回収ルートの構築を推進します
- ・家電リサイクル法に基づく廃家電製品の適正回収を推進します

■ 資源物の収集及び回収

本市では、資源となるものをステーション収集・拠点回収・集団回収の3種類の形態で収集及び回収し、リサイクルを行っています。（図4-10）

→平成21年度以降も継続します。

図4-10 収集形態別資源物量



※集団回収…ミニ拠点回収分を含む
※ステーション収集…直接搬入分を含む

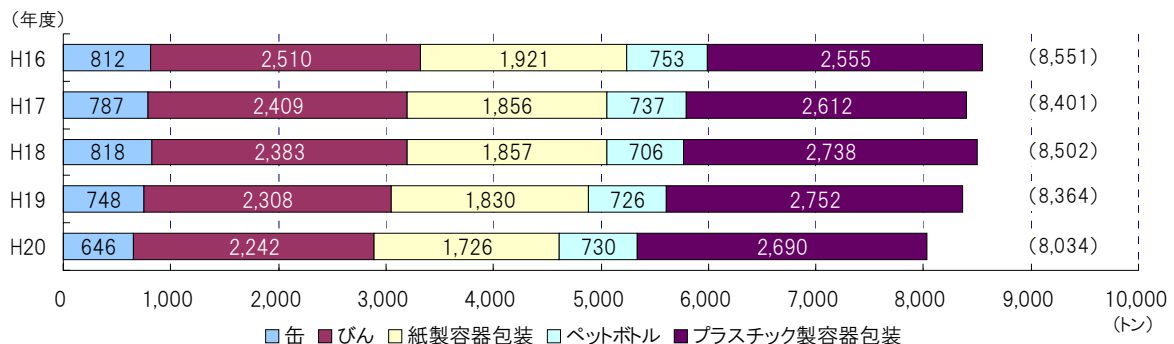
① ステーション収集

資源物（缶・びん）は、中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入し、選別処理を行い、資源物を再生資源業者に売却しています。

資源物（紙製容器包装・プラスチック製容器包装）は収集し、選別・圧縮・梱包した後、容器包装リサイクル法で定めたりサイクル先に搬入しています。

資源物（ペットボトル）は収集し、ラベルのないきれいなものと、ラベルのついたものに選別しています。ラベルのないものは、市において粉碎処理後に売却し、ラベルのついたものは、選別・圧縮・梱包後に、容器包装リサイクル法で定められたりサイクル先へ搬入しています。（図4-11）

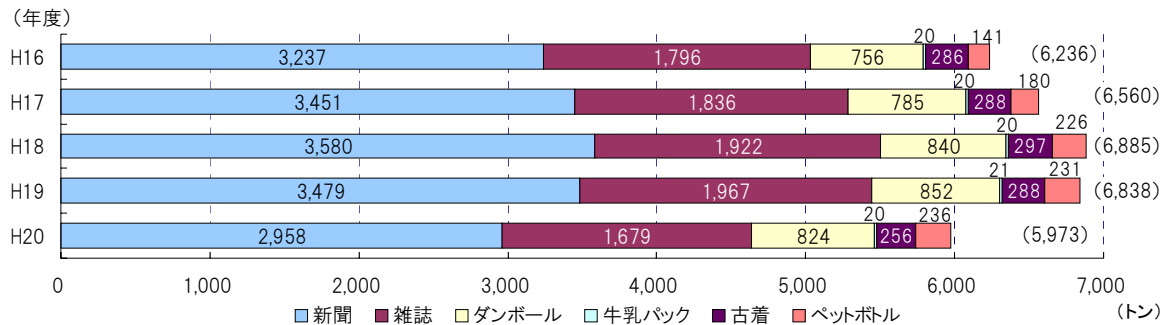
図4-11 ステーション収集実績



② 拠点回収

市民の皆様が資源物を出しやすくするために、協力店舗でペットボトル（56 店舗：平成 21 年 4 月 1 日現在）、新聞及び雑誌（9 店舗：平成 21 年 4 月 1 日現在）を回収しています。また、市役所、市民センター等では、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・ペットボトルを回収しています。（図 4-12）

図 4-12 拠点回収実績

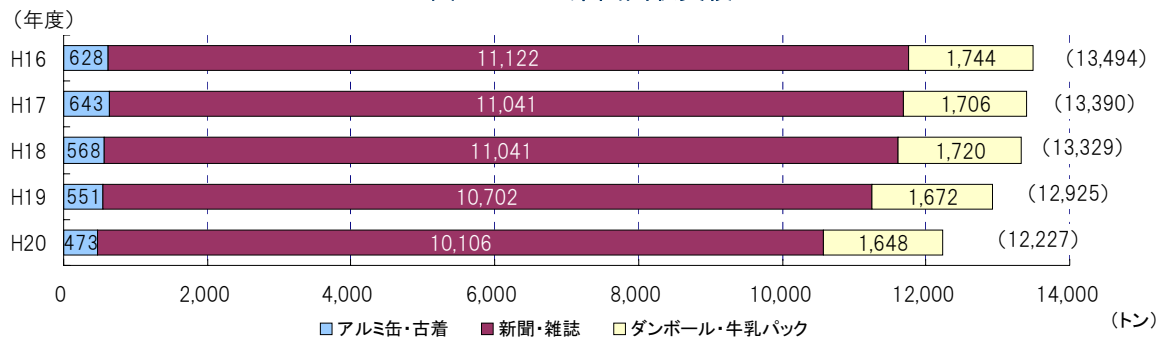


③ 集団回収

市民の皆様積極的に資源化を推進していただくために、子供会や町内会等（368 団体：平成 20 年 3 月 31 日現在）による集団回収で、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・アルミ缶を回収していただいています。

また、ミニ拠点回収でも同様に回収しています。（図 4-13）

図 4-13 集団回収実績



■資源化量と埋立量

可燃ごみは中央クリーンセンター及び八帖クリーンセンターの処理施設において焼却処理を行っています。

不燃ごみは中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入し、破碎処理を行っています。破碎後は、可燃物・資源物・残さに選別して、可燃物は焼却施設へ搬入、資源物は再生資源業者に売却しています。焼却施設から発生する焼却灰と不燃ごみの残さなどは北部一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処分しています。（図 4-14・15）

図 4-14 資源化量と埋立量の推移

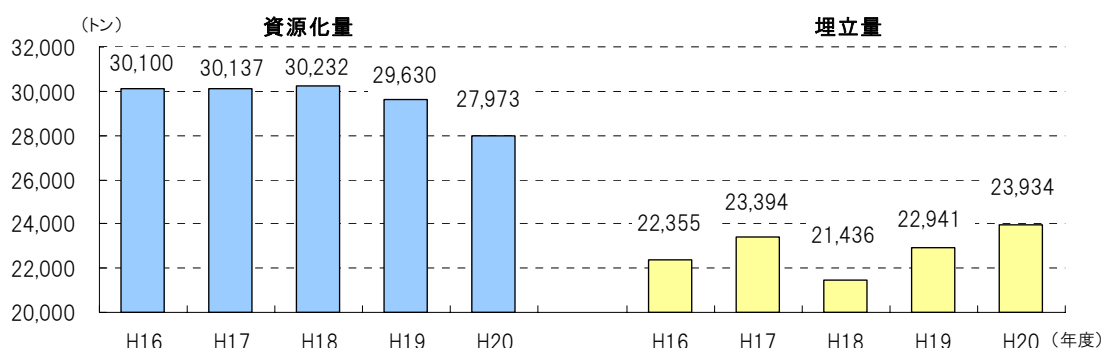
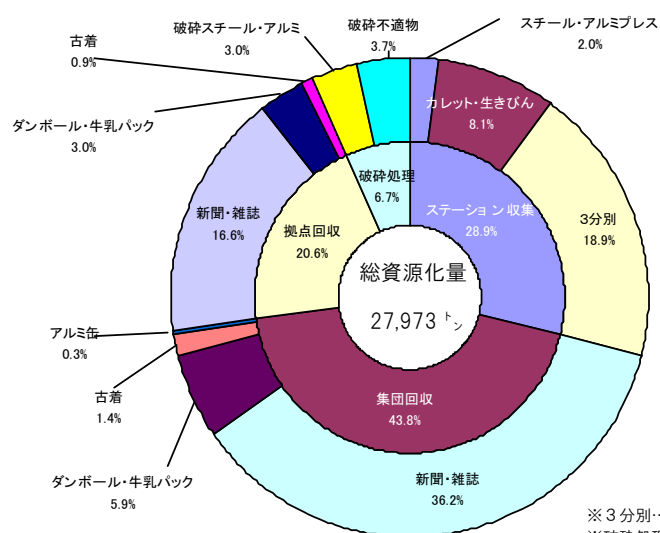


図 4-15 平成 20 年度資源化量内訳



※ 3 分別……紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装
 ※ 破砕処理……不燃ごみの処理過程からの資源物
 ※ 破砕不適物……破砕前に選別した資源物
 ※ カレット……ガラスを砕いたもの

■ごみ質分析結果（図 4-16）

図 4-16 家庭系ごみ質分析結果（ごみステーション分析結果）〔平成 20 年度〕

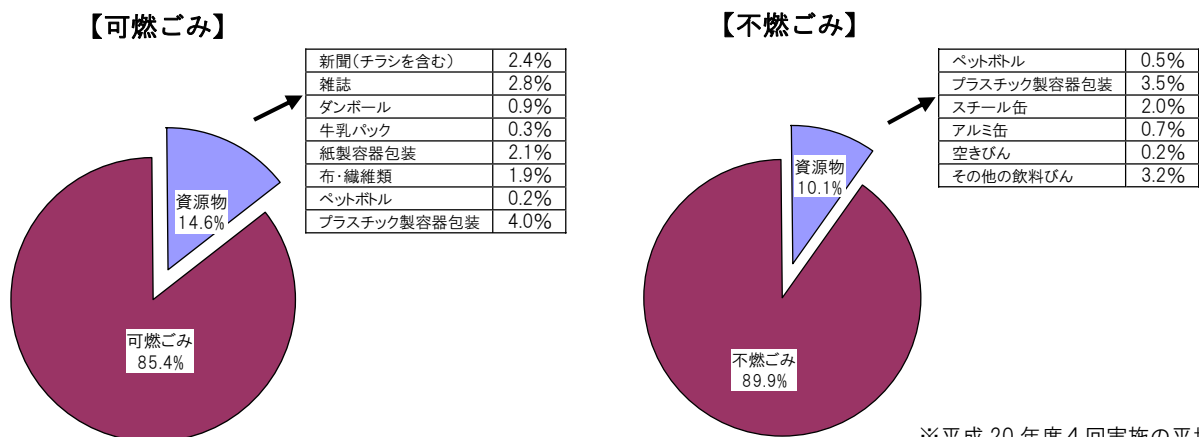
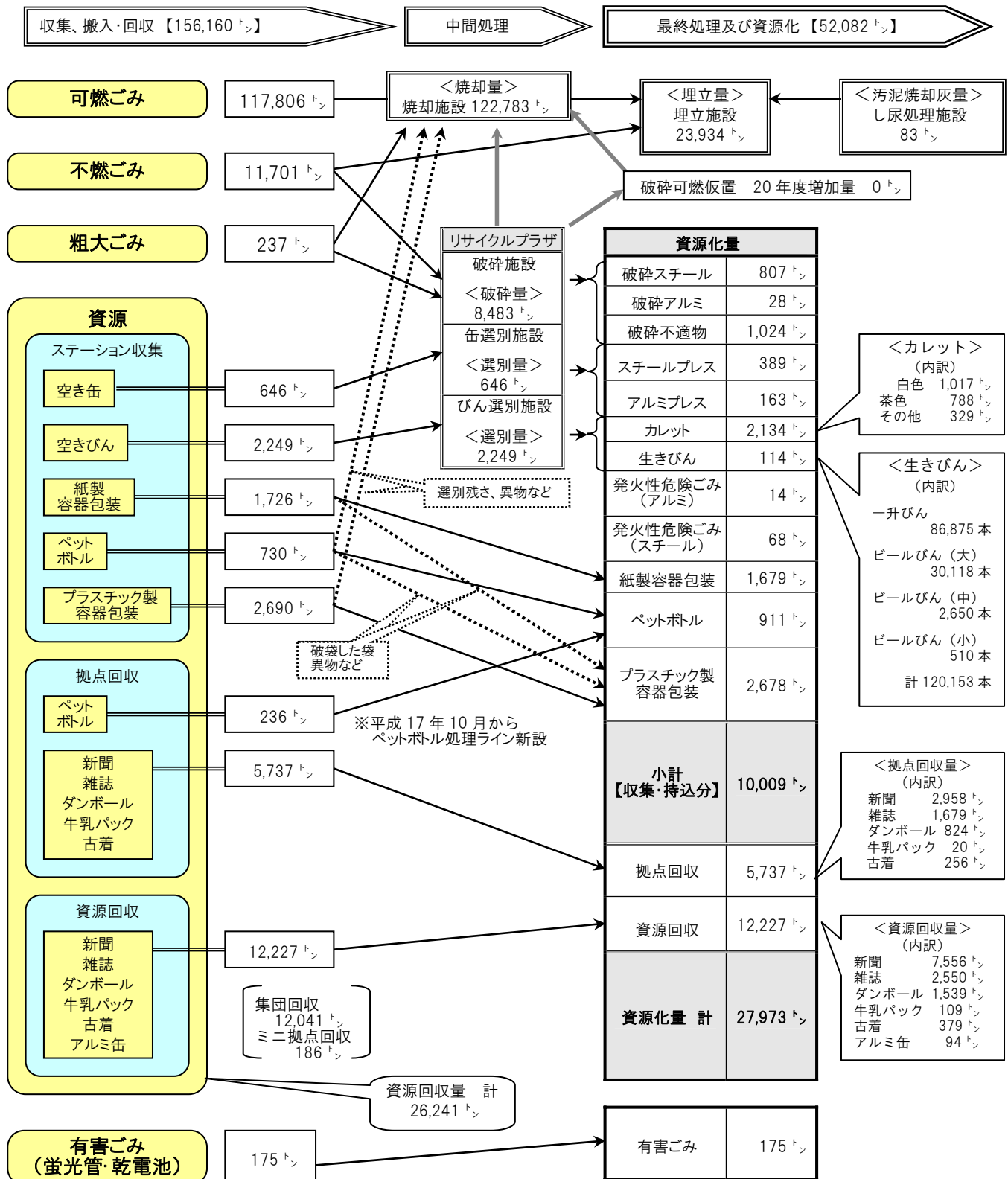


図4-17 平成20年度処理フロー（幸田町を含む）



※さわやか収集は可燃（40 トン）・不燃（14 トン）に按分

※発火性危険ごみは不燃ごみの中に含む

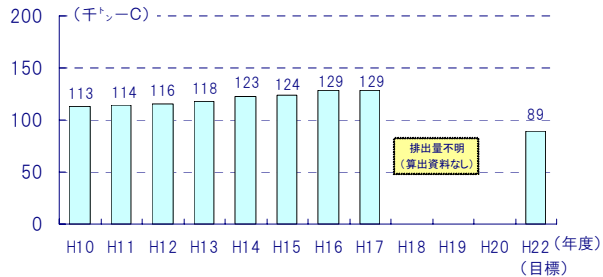
行動 10

地球温暖化を防止する

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

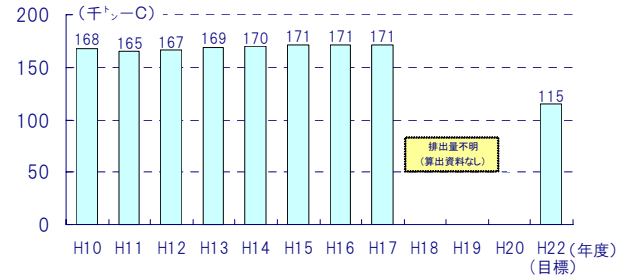
■家庭からの二酸化炭素排出量

図 4-18 家庭からの二酸化炭素排出量



■自動車からの二酸化炭素排出量

図 4-19 自動車からの二酸化炭素排出量



取組 1 家庭や事業所のエネルギー消費量を削減します

○ 公共交通機関を整備します

- ・公共交通網の充実に取り組みます
- ・地球温暖化防止活動を支援しています

○ 公共交通利用促進に取り組みます

- ・公共交通情報の充実に取り組みます
- ・イベント等を通じて公共交通の利用促進をPRします

■まちバスの運行

中心市街地の活性化を目的として、中心市街地と周辺の主要な公共施設を結ぶ「まちバス」を運行しています。中心市街地での移動手段として気軽に利用していただけるような運行経路及び料金設定としています。

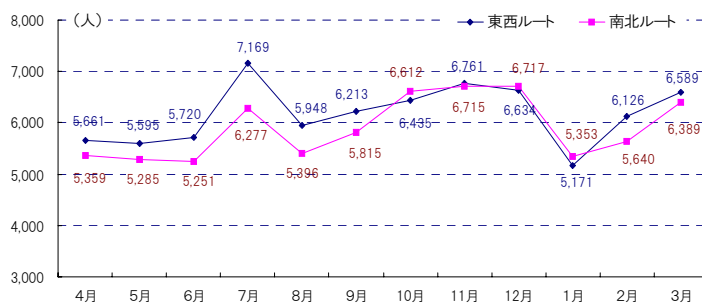
また、さまざまな利用促進策を実施することにより、利用者数は増加しています。

(図 4-20) (表 4-13)

〔平成 20 年度〕利用者数 (平成 20 年度累計) : 144,831 人

→ 平成 21 年度以降も継続予定です。

図 4-20 まちバス利用者数の推移〔平成 20 年度〕



南北ルート運行バス



東西ルート運行バス

表 4-13 利用促進策〔平成 20 年度〕

実施月	内 容
7月	「まちバス1周年ありがとうキャンペーン」
11月	東西・南北ルート変更
12月	まちバスクリスマスキャンペーン

料金：1日 200 円 (乗り放題)

運行間隔：各ルート 1 時間 2 本

■公共交通ネットワークの充実

高齢社会の進展や中心市街地の衰退などマイカー社会の進行による社会問題に迅速に対応するため、バスを中心とした公共交通ネットワークの見直しに取り組んでいます。

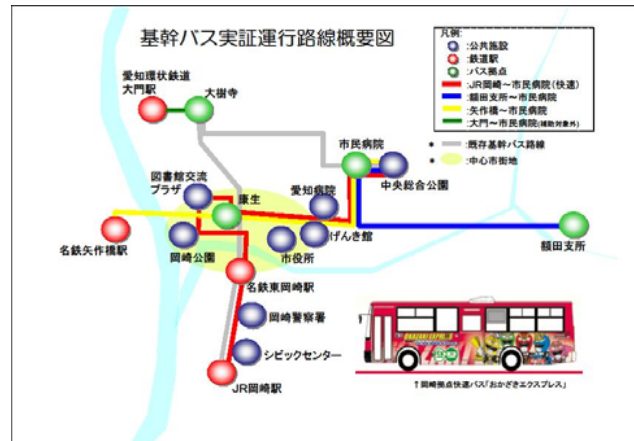
〔平成 20 年度〕

利用者数

(平成 20 年 11 月 1 日～21 年 3 月 31 日)

交通拠点間快速バス「岡崎駅市民病院線」

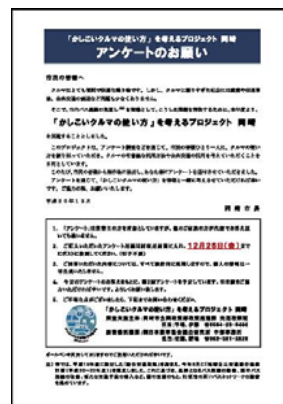
(おかざきエクスプレス): 31,613 人



■公共交通利用促進に向けた取り組み

環境にやさしい交通行動（エコ モビリティ ライフ）を推進するため、公共交通利用促進イベントの実施、公共交通情報の提供充実などに取り組めます。

- ① 11 月 1・2 日の市民まつりを「公共交通に親しむ日」として公共交通利用促進イベントを実施
・イベントの実施により市内路線バスの利用者が通常の土休日の約 1.3 倍に増加



- ② 実証運行沿線地域へのモビリティ・マネジメントとして、簡易 TFP によるアンケート（4,000 人対象）を公共交通マップの作成・配布にあわせて実施
・バス利用者の約 4 割がバス利用が増加

■地球温暖化防止隊（環境省地球温暖化対策地域協議会登録）

地球温暖化は、人類にとって極めて重大となっている環境問題です。この地球温暖化を少しでも防止することを目的として、日常生活での温室効果ガスの排出を抑制するために、市民・事業者・行政が構成員となり、連携して活動を展開しています。（表４－１４）

〔平成 20 年度〕

会員数：正会員（個人）62 人、賛助会員（法人）33 事業所

→平成 21 年度以降も継続します。



2008 環境展

表 4－14 地球温暖化防止隊活動実績〔平成 20 年度〕

内 容	実 績	参加者数
環境シンポジウム	体験コーナーほか	74 人
環境展	自転車発電、省エネ診断、風力発電自動車ほか	3,943 人
夏休み親子教室	青山高原風力発電、中部電力川越発電所見学ほか	19 家族
エコ農園	額田地区において親子で農業体験	11 家族
わくわく省エネ体験	紙芝居、豆電球・LED 比較実験ほか	250 人
出前講座	13 回	421 人
循環型社会実践講座	14 回	310 人

■ エコドライブの推進

地球温暖化の防止及び省エネを目的として、燃料消費を少なくするエコドライブを推進するため、燃費計の貸出し及びエコドライブ講座を開催しています。（表４－１５）

〔平成 20 年度〕

エコドライブモニター参加者 第 1 回 18 名

第 2 回 16 名

エコドライブ講座の開催

日 時：平成 20 年 10 月 19 日（日）午後 1 時～午後 4 時

場 所：岡崎自動車学校

受講者：エコドライブモニター 18 名



エコドライブ講座

表 4－15 エコドライブ講座結果

燃費改善成果（燃費改善率）	
受講者の平均改善率	29.6%

→平成 21 年度以降も継続します。

取組 2 建物の省エネルギー化に取り組みます

1. 公共施設の省エネルギー化に取り組みます

- ・公共施設における新エネルギーシステムの導入を推進します
- ・大規模開発事業におけるエネルギーの効率化を図ります

2. 省エネルギーシステムの導入を推進します

- ・市民や事業者が行う省エネルギーシステムの導入について、各種助成制度等も利用しながら支援を行います

■公共施設への新エネルギー設備の導入

市の施設へは、太陽光発電などの新エネルギー設備を導入しています。（表４－１６）

〔平成 20 年度〕図書館交流プラザ：太陽光発電（設備容量 47kW）

→平成 21 年度以降も設置を検討します。

表4-16 新エネルギー設備導入状況

種 類	設置数	設備概要（発電出力計）
太陽光発電	10	151.4 kW
太陽熱利用	5	太陽熱温水器
廃棄物発電	2	2,400 kW
コージェネレーション	2	1,025 kW

総合検査センター 太陽光発電
※写真は水質検査棟

■補助制度

一般家庭からの温室効果ガス排出量を削減するために、新エネルギー又は省エネルギー設備を設置するかたを対象として補助制度を実施しています。

→平成 21 年度に制度の見直しを行います。

① 住宅用太陽光発電システム設置費補助

クリーンエネルギーである太陽光を利用して発電し、余剰電力を売電するシステムを設置するかたに補助金を交付しています。（表4-17）
〔平成 20 年度〕補助件数：222 件

表4-17 住宅用太陽光発電システム設置費補助実績

年 度	太陽電池の公称最大出力別補助基数（基）					計 （基）	出力合計 （kW）	出力平均 （kW）
	1.99kW 以下	2.00～ 2.99kW	3.00～ 3.99kW	4.00～ 4.99kW	5.00kW 以上			
平成 16 年度	1	10	41	19	10	81	313.54	3.87
平成 17 年度	3	20	54	24	12	113	407.63	3.61
平成 18 年度	8	31	60	34	20	153	550.72	3.60
平成 19 年度	4	35	68	25	10	142	491.71	3.46
平成 20 年度	6	67	107	28	15	222	735.34	3.31
計	22	163	330	130	67	711	2498.94	3.51

② 高効率給湯器設置費補助

従来型と比較してエネルギー消費効率の優れる、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）又はガスエンジン給湯器（通称：エコウィル）を設置するかたに補助金を交付しました。（表4-18）

〔平成 20 年度〕補助件数：975 件

表4-18 高効率給湯器設置費補助実績

年 度	CO ₂ 冷媒 ヒートポンプ給湯器	ガスエンジン給湯器 （都市ガス）	ガスエンジン給湯器 （L Pガス）	計
平成 17 年度	181	19	0	200
平成 18 年度	550	30	0	580
平成 19 年度	768	23	0	791
平成 20 年度	936	39	0	975
計	2,435	111	0	2,546

取組 3 エネルギー消費を管理します

1. 環境マネジメントシステムを普及します

- ・環境家計簿を作成し、普及します
- ・環境マネジメントシステムに関する普及活動を行います
- ・市民や事業者の地球温暖化防止活動に対して、市は情報の普及等の支援を行います
- ・庁舎における省エネルギー対策を実践します

2. 環境教育を推進します

- ・学校教育における環境教育への取組を指導します
- ・自然や地球環境に関する環境副読本の作成と活用を推進します
- ・小中学校における情報ネットワーク環境および拠点の整備を推進します
- ・教育センターの建設を推進します

■環境家計簿

家庭からの CO₂ 排出量及び光熱費を知ることにより、環境配慮行動を始めるきっかけとしていただくために、本市独自の環境家計簿を作成し配布しています。

〔平成 20 年度〕

環境家計簿実践者：市議会議員、市職員（新規採用者全員及び希望者）

一般向けの配布：広報誌「市政だよりおかざき」、ホームページ、イベント会場などにおいて呼びかけるとともに、希望者には直接又は郵送にて配布するとともに、市政情報コーナーでも自由にお持ちいただけるようにしています。



→平成 21 年度以降も継続します。

■地球温暖化をテーマとした学習会

地域、学校及び事業所からの要請により、地球温暖化をテーマとした学習会を開催しています。講師は、地球温暖化防止隊の会員又は市職員が務め、参加体験型の学習会となるように工夫しています。

平成 20 年度は、計 16 回、886 人の参加がありました。

（表 4-19）

→平成 21 年度以降も継続します。

表 4-19 地球温暖化をテーマとした学習会実績〔平成 20 年度〕

対 象	実施回数（回）	参加人数（人）
小中学生	3	265
地域住民・地域団体など	11	563
事業所	2	58
計	16	886



小学校（エコすごろく）

岡崎市役所の取組と効果

■地球温暖化対策推進実行計画（エコオフィス・エコチャレンジプラン岡崎）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、本市の全ての事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するために策定しています。対象範囲は庁舎のみならず、廃棄物処理、下水処理、上水供給、消防、市立学校、市民病院など、本市のすべての事務及び事業を対象とし、外部への委託等により実施する事務及び事業は、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請するものとしています。

平成19年度以降、新庁舎、げんき館、図書館交流プラザなどの建設に伴い、温室効果ガス総排出量は増加することが予測されますが、削減目標は、平成22年度までに基準年度（平成17年度）排出量以下に抑制することを目標としています。

温室効果ガス総排出量の平成20年度実績は、燃料及び電気の使用に伴う排出量、一般廃棄物（主に一般家庭の可燃ごみに含まれるプラスチック類）の焼却に伴う排出量ともに若干増加しており、総排出量は、基準年度対比2.6%増加しています。

（表4-20・21）（図4-21～23）

① 計画の概要

- 計画期間：平成18年度から平成22年度までの5年間
- 基準年度：平成17年度
- 基準年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）：104,661 トン-CO₂
- 削減目標：平成22年度において基準年度排出量以下に抑制

② 実績

〔平成20年度〕 107,339 トン-CO₂ 基準年度対比 6.8%増

表4-20 温室効果ガス総排出量の推移

年 度	総排出量 (トン-CO ₂)	増減 (基準年度対比:%)
平成17年度 (基準年度)	104,661	—
平成18年度	109,187	4.3%増 (4,526 トン-CO ₂)
平成19年度	111,813	6.8%増 (7,152 トン-CO ₂)
平成20年度	107,338	2.6%増 (2,677 トン-CO ₂)

図4-21 温室効果ガス総排出量の推移

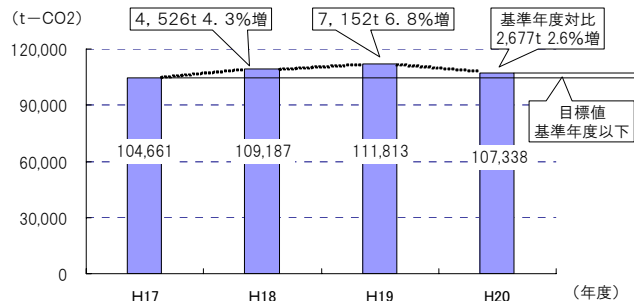


図4-22 活動別排出量〔平成20年度〕

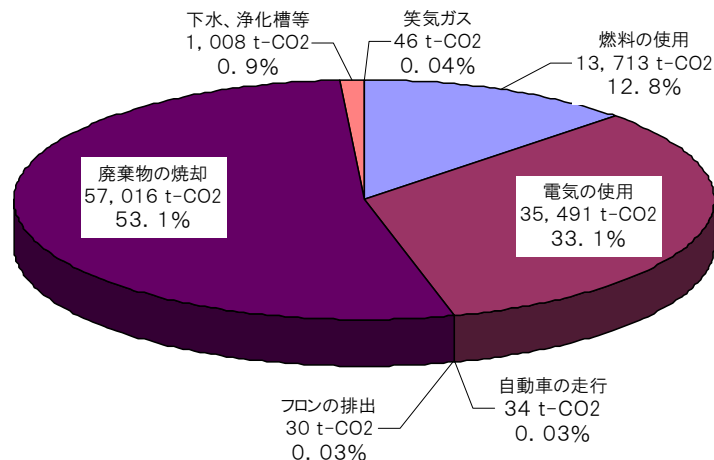
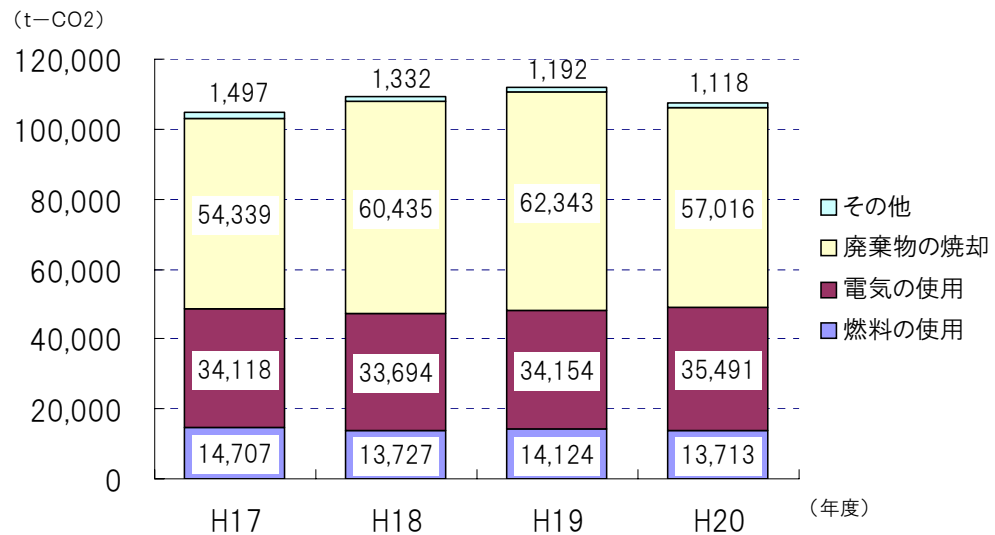


表 4-21 温室効果ガス活動別排出量の推移

年度	燃料の使用	電気の使用	廃棄物の焼却	その他				計
				自動車の走行	フロン排出	下水浄化槽	笑気ガス	
基準年度	14,707	34,118	54,339	33	67	1,245	152	104,661
平成 18 年度	13,727	33,694	60,435	34	26	1,108	164	109,187
平成 19 年度	14,124	34,154	62,343	35	35	1,038	84	111,813
平成 20 年度	13,713	35,491	57,016	34	30	1,008	46	107,338
基準年度対比増減 (%)	▲6.8	4.0	4.9	3.0	▲55.2	▲19.0	▲69.7	2.6

図 4-23 温室効果ガス活動別排出量の推移



■環境マネジメントシステム

岡崎市役所の環境マネジメントシステムは平成 12 年 7 月に、国際規格 ISO 14001 の認証を取得しました。当初は本庁舎等のみの認証でしたが、その後に岡崎市民病院、保健所、斎場などの公所へも認証範囲を拡大しました。(表 4-22) しかし、環境マネジメントシステムは概ね定着し、職員の意識が向上した点や認証を継続するために要する費用等を考慮し、平成 20 年度を限りとして ISO 14001 の認証を返上しました。認証返上後も岡崎市環境マネジメントシステムは維持し、ISO 14001 の自己宣言都市とします。

表 4-22 認証取得の経緯

年月	本庁舎等	一般廃棄物最終処分場
平成 11 年 8 月	市長による認証取得宣言	
9 月	プロジェクトチーム発足	
平成 12 年 2 月	環境方針公表	
7 月	認証取得 (本庁舎等のみ)	
平成 13 年 3 月		認証取得
8 月	認証範囲拡大 (67 公所)	
平成 14 年 10 月	認証範囲拡大 (岡崎市民病院)	
平成 15 年 6 月	認証更新	
平成 16 年 3 月		認証更新
6 月	認証範囲拡大 (保健所始め 3 公所)	
平成 17 年 3 月		認証範囲拡大 (北部一般廃棄物最終処分場)
平成 18 年 3 月	認証更新 (2004 年版対応)	
4 月		認証更新 (2004 年版対応)
平成 21 年 3 月	認証返上	

■グリーン調達方針

本市は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、環境に配慮した物品等の調達を推進しています。

平成 14 年 4 月に策定した「岡崎市グリーン調達方針」は原則として、国が作成する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じており、本市の事務及び事業活動に伴う物品等の調達全てを対象としています。調達目標は、品目ごとの調達率の単純平均 80%以上としています。平成 20 年度は調達目標を達成できませんでした。（表 4-23）

〔平成 20 年度〕

① 調達目標 品目ごとの調達率の単純平均 80%以上

$$\text{品目ごとの調達率(\%)} = \frac{\text{適合品及び準適合品の購入(契約)量}}{\text{全体の購入(契約)量}}$$

② 調達実績 品目ごとの調達率の単純平均 76.3% 目標未達成

→ 平成 21 年度以降も調達率向上を図ります。

表 4-23 調達物品等の分類及び調達率

分類	調達品目数	調達率 (%)	分類	調達品目数	調達率 (%)
紙類	8	80.3	自動車等	4	93.2
印刷	2	97.4	消火器	1	99.5
文具類	76	81.4	制服・作業服	1	78.2
オフィス家具	10	78.4	インテリア・寝装寝具	5	38.1
OA 機器	15	72.8	作業手袋	2	57.2
家電製品(冷暖房含む)	8	80.3	その他繊維製品	2	31.2
温水器等	3	66.7	生活用品	1	0.0
照明	4	72.4	防災備蓄用品	4	48.3

■イベント開催に当たっての環境配慮指針

イベントの開催は、本市の施策などをわかりやすく伝え楽しみながら理解していただく場となりますが、一方でエネルギーの消費や廃棄物の発生など環境への負荷を及ぼすという側面を有しています。

この指針は、イベント自体の目的や楽しさを損なうことなく、市が率先して環境に配慮するために取組内容等を定めたものであり、本市が開催するすべてのイベントが一定水準の環境に配慮したものとなることを目的としています。

→ 平成 21 年度以降も継続します。

■市役所周辺美化活動

市役所周辺の環境美化を推進するために、毎月 1 回昼休みを利用して、職員が自主的に道路や公園などを清掃しています。

→ 平成 21 年度以降も継続します。



市役所周辺美化活動

■省エネルギー診断

財団法人省エネルギーセンターでは、建物などの省エネルギー診断を実施しており、公共施設の省エネルギー化を推進するために、本市ではこの制度を活用しています。

〔平成 19 年度〕

診断施設：市役所西庁舎、シビックセンター、美術博物館、総合体育館（中央総合公園）、総合老人福祉センター、岡崎市民病院

〔平成 20 年度〕

診断施設：南部学校給食センター、西部学校給食センター

→ 平成 21 年度以降も継続します。



省エネルギー診断
(シビックセンター)